

# やすらぎづくりへの挑戦

子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち

## 第1節 安心して子育てができるまちをつくる……96

### 施策16 | 結婚・出産・子育て支援の充実 ……96

- (1) 経済的支援の充実
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 相談・支援体制の充実

### 施策17 | ひとり親家庭等の福祉の充実 ……98

- (1) 経済的自立支援の充実
- (2) 生活支援の充実
- (3) 相談・支援体制の充実

## 第2節 高齢者が暮らしやすい環境をつくる ……100

### 施策18 | 地域包括ケアシステムの構築 ……100

- (1) 生活支援・介護予防サービスの充実
- (2) 地域における介護体制の充実
- (3) 支え合う地域づくりの推進
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 在宅医療と介護の連携

### 施策19 | 生きがいづくりと社会参加の支援 ……102

- (1) 生きがいづくり・社会参加
- (2) 敬老事業の実施
- (3) 高齢者の地域貢献

## 第3節 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる ……104

### 施策20 | 障害のある人への生活支援と社会参加の促進 ……104

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 障害者への不当な差別をなくす支援
- (3) 障害者の社会参加と自立した生活の促進

## 第4節 共に助け合い、支え合うまちをつくる ……106

### 施策21 | 地域福祉の充実 ……106

- (1) 地域のネットワークづくり
- (2) 福祉のまちづくりの推進
- (3) 様々な問題を抱える世帯に対する自立支援と生活保護

## 第5節 生涯を健やかに過ごせる体制を整える ……108

### 施策22 | 健康づくりの推進 ……108

- (1) 健康増進計画・食育推進計画(第3次)の推進
- (2) 母子の健康づくりの推進
- (3) 成人と高齢者の健康づくりの推進
- (4) 歯科保健の推進
- (5) 感染症対策の推進
- (6) 健康づくり組織への支援

### 施策23 | 医療サービスの向上 ……112

- (1) 地域医療体制の充実
- (2) 市民病院の運営
- (3) 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営

第1節 安心して子育てができるまちをつくる

施策 | 16 結婚・出産・子育て支援の充実

基本方針



出会いに関する情報提供、妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援体制や子育て家庭に対する経済的支援や子育て支援サービスを更に充実させることにより、安心して結婚・出産・子育てができる環境を整え、子育てを地域で支え合い、子どもがいきいきと育つ、子育てしやすいまちを目指します。

これまでの取組

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的、継続的かつ専門的な支援を行うため、母子健康支援センター「はつらつ」や子育て応援センター「すくすく」を運営しています。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減のため、チャイルドシート購入費用の助成、学校給食費の補助、医療費の助成等を実施し、子育て家庭を幅広く支援しています。
- 子育てつどいの広場、児童館、ファミリーサポートセンター※の運営、延長保育、放課後児童クラブの実施等、多岐にわたる子育て支援を実施しています。



■母子健康支援センター「はつらつ」

これからの課題

- 出会いに関する情報提供を行うなどの支援の充実を図る必要があります。
- 発達に支援が必要な子どもに対しては、早期発見・早期療育につなげることが重要であるため、療育体制を充実させる必要があります。
- 核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化等、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに対しての孤立感、不安感、負担感を持つ家庭が増加しています。母子健康支援センターや子育て応援センターを中心に、関係機関との更なる連携強化の必要があります。



■はつらつベビーまごころ便事業

施策の内容

(1) 経済的支援の充実

【担当課：国保医療年金課、児童福祉課、健康課、学校教育課、幼児教育課】

- 子育て家庭に対する幅広いサポートや助成を行い、経済的負担を軽減します。
- 不妊治療費の助成を実施し、不妊・不育症に悩む方の経済的負担を軽減します。
- 妊婦健康診査費等の助成や育児用品を支給し、妊産婦等の不安軽減、経済的支援を図ります。
- 高校生等までの医療費を無料化し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

※ファミリーサポートセンター：育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（協力会員）とがお互い会員になって、子育て中の人や働く人の家庭を地域で支える相互扶助組織のこと。

## (2) 子育て支援サービスの充実

【担当課：児童福祉課、幼児教育課、社会教育課】

- ファミリーサポートセンターを運営し、子どもの送迎や預かり等により、地域で子育て家庭を支援し、子育て家庭の負担軽減に努めます。
- 子育てつどいの広場、児童館を運営し、親子の交流の場づくりの推進及び子育て支援の充実と子育て不安の軽減に努めます。
- 地域で子どもを見守るための交流拠点として、こども食堂の立ち上げと運営を支援し、子どもの居場所づくりや地域のあらゆる世代とつながる機会の確保に努めます。
- 放課後児童クラブを開設し、子どもの健全育成と子育て家庭の負担軽減に努めます。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり等の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の生活や遊びの体験を通じて、就学前の教育・保育への関心を高めてもらうため、オープン保育を実施します。
- 子育て家庭にSNS等により、直接情報を配信し、効果的なサービス利用につながる環境を構築します。

## (3) 相談・支援体制の充実

【担当課：児童福祉課、健康課、幼児教育課】

- 出会いを希望する人に婚活イベント情報等を発信し、結婚のきっかけづくりを支援します。
- 妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援を行うため、母子健康支援センターや子育て応援センターの支援強化、交流、相談、訪問等による育児不安の解消や孤立化の防止を図ります。
- 虐待の予防や早期発見・早期対応に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。
- 発達に支援が必要な子どもに対し状況に応じた療育支援を行うことができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。
- 病児・病後児保育事業を推進するとともに、保育所・認定こども園を地域の子育てに関する相談の場や地域交流の場として、その機能を強化します。

## 各主体が取り組むこと(期待する役割)

### 市民が取り組むこと

- ▶ 出会いを希望する人を応援しましょう。
- ▶ 愛情と責任を持って子どもを育てましょう。
- ▶ 地域全体で子どもを見守り育てていく意識を持ち、子育て家庭や子どもたちの成長に理解を深めましょう。

### 団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 出会いを希望する人のための取組を積極的に行いましょう。
- ▶ 子どもと子育て家庭を応援するための取組を進めていきましょう。
- ▶ 子育て家庭が安心して働けるよう、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを進めましょう。

## まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
出会いに関する情報提供件数	件	5	20
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
母子健康支援センター年間利用者数	人	1,639	1,800
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
要保護児童対策地域協議会管理ケースのうち、終結した割合	%	38.3	40
令和8年度目標値の設定理由 現状値を維持			

## 関連する計画

○第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)

第1節 安心して子育てができるまちをつくる

施策 | 17 ひとり親家庭等の福祉の充実

基本方針

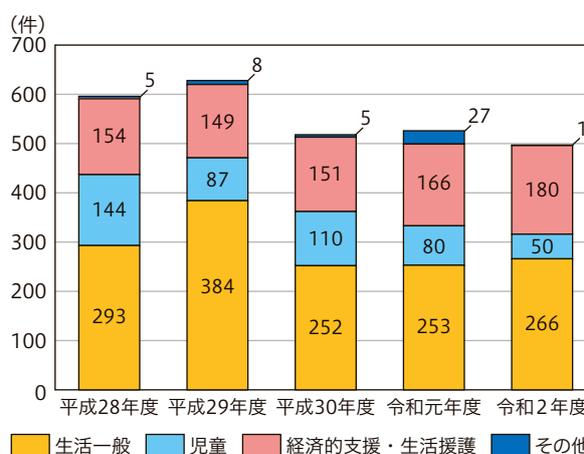


ひとり親家庭等の自立に向け、相談・支援体制の充実を図るほか、生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援策を展開します。

これまでの取組

- 児童扶養手当等の支給による経済的支援を行っています。
- ひとり親家庭等の割合は増加傾向にあり、母子父子自立支援員を配置し、関係機関との連携を図りながら相談を受け、生活支援、就労支援、経済的支援等を行っています。

【母子父子自立支援員相談件数の推移】



これからの課題

- 生活支援、就労支援、経済的支援等の相談件数が増加しており、内容も多様化・複雑化しています。新型コロナウイルス感染症等の特殊事情も見極めながら、関係機関と連携した相談支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供等を進めていく必要があります。



■母子父子自立支援員による相談

## 施策の内容

### (1) 経済的自立支援の充実

【担当課：児童福祉課】

- 児童扶養手当等の支給による経済的支援を行います。
- 就職に有利な資格取得の支援としての高等職業訓練促進給付金等の支給や公共職業安定所等と連携した就職先の情報提供を行うなど、更なる就労支援の拡充を図り、ひとり親家庭等の経済的自立を支援します。

### (2) 生活支援の充実

【担当課：国保医療年金課、児童福祉課】

- 保護者のニーズや生活実態に応じて、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内やファミリーサポートセンター等の利用促進に加えて、母子家庭等医療費助成制度により、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

### (3) 相談・支援体制の充実

【担当課：児童福祉課】

- 母子父子自立支援員や家庭相談員などによる相談体制を整えるとともに、相談員の研修によって一層の資質向上を図り、更に他機関との連携を強化することにより、ひとり親家庭等の精神的な負担の軽減に努めます。

## 各主体が取り組むこと(期待する役割)

### 市民が取り組むこと

- ▶ 地域でひとり親家庭等を支えましょう。

### 団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 援助を必要とする家庭や子どもを支援しましょう。

## まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ひとり親家庭等年間自立支援件数	件	497	550
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
母子父子家庭自立支援給付金年間申請件数	件	1	2
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			

## 関連する計画

- 第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)

第2節 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

施策 | 18 地域包括ケアシステムの構築

基本方針

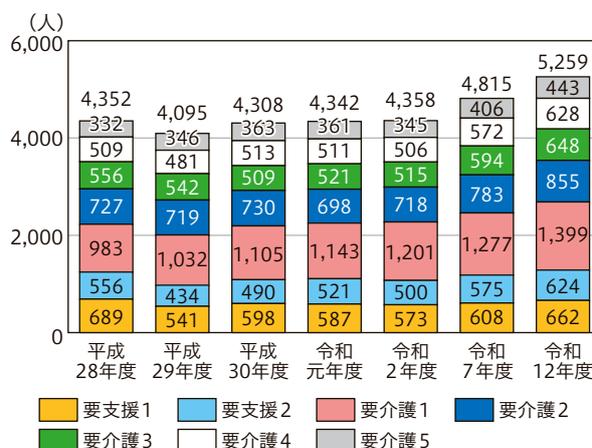
高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、福祉・医療・保健の連携のもとフォーマルサービス※・インフォーマルサービス※が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図ります。



これまでの取組

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者福祉サービス・介護予防サービス・介護保険サービス等の充実を図るとともに、サービスが適切に提供できる体制構築に取り組んでいます。
- 認知症高齢者等の増加に対して、認知症の早期発見・早期対応を行うことができるよう認知症初期集中支援チーム※の配置や認知症に備えるための連携ツールの作成・普及、認知症高齢者等を支える地域づくりなど、認知症施策の充実を図っています。
- 高齢者世帯の増加に伴い、生活支援を必要とする高齢者が増加しているため、サービスの充実だけでなく、市民主体の地域支え合い体制づくりに取り組んでいます。

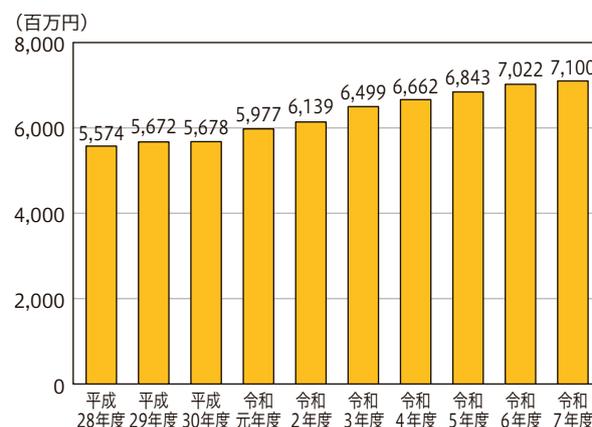
【要支援・要介護認定者数の推移と推計】



これからの課題

- 国は地域包括ケアシステムの構築について令和7年を目途にしており、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」などの様々なサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図る必要があります。

【介護保険給付の推移と推計】



施策の内容

(1) 生活支援・介護予防サービスの充実

【担当課：高年福祉課、地域包括支援課】

- 高齢者のニーズに対応し、質の高いサービスを提供するため、人材の確保や資質の向上、業務の効率化を図り、地域包括ケアシステムの更なる深化に取り組めます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実により、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めます。

※フォーマルサービス：制度的に位置付けられた公的な援助のこと。(ホームヘルプサービス、デイサービス等)

※インフォーマルサービス：近隣、地域社会、民間、ボランティア等が行う非公的な援助のこと。

※認知症初期集中支援チーム：認知症が疑われる人または認知症の人やその家族を訪問し、必要な医療や介護等の支援につなぐ専門職チームのこと。

## (2) 地域における介護体制の充実

【担当課：高年福祉課、地域包括支援課】

- 介護が必要な高齢者に可能な限り住み慣れた自宅や地域で自立した生活を営むことができるよう、「たつの市介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所等介護サービスの基盤整備を計画的に推進します。

## (3) 支え合う地域づくりの推進

【担当課：地域包括支援課】

- 生活支援コーディネーター<sup>※</sup>及び協議体との協働により、地域住民の主体的・自発的な地域づくりを推進するとともに、支援が必要な高齢者等を多様な仕組みで重層的に支え合う体制の構築及び社会参加の場を創出します。

## (4) 認知症施策の推進

【担当課：地域包括支援課】

- 認知症高齢者等に対する適時適切な医療・介護サービスを提供するため、認知症初期集中支援チーム等の更なる資質の向上を図るとともに、早期発見・早期対応に向けて関係機関との連携を強化します。
- 「共生」と「予防」の視点から、認知症への理解を深めるための普及啓発を行い、見守り意識の向上を図るとともに、認知症の本人の意見を重視した取組を行い、認知症高齢者等やその家族を見守り支援する地域づくりを推進します。
- 認知症等による介護負担の増大から生じる高齢者虐待の防止に努めるとともに、西播磨成年後見支援センターとの連携により成年後見制度<sup>※</sup>の更なる普及啓発と後見開始後の本人やその親族・後見人を支援する体制整備を図ります。
- 認知症高齢者等による事故によって、第三者に損害を与えた場合の経済的リスクに備える「はいかい高齢者等おでかけリスクゼロ事業」を実施し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

## (5) 在宅医療と介護の連携

【担当課：地域包括支援課】

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制を構築します。

# 各主体が取り組むこと(期待する役割)

### 市民が取り組むこと

- ▶「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進しましょう。

### 団体・事業者等が取り組むこと

- ▶各種団体及び事業者等の連携のもと高齢者が生活しやすい地域づくりを積極的に推進しましょう。

## まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
認知症サポーター <sup>※</sup> 養成数(累計)	人	9,461	13,000
令和8年度目標値の設定理由		過去5年間の推移により設定	
在宅高齢者の割合	%	97.5	98.0
令和8年度目標値の設定理由		過去5年間の推移により設定	

## 関連する計画

○第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)

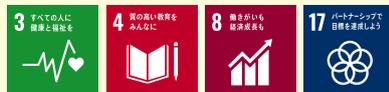
※生活支援コーディネーター：生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築を行う者  
 ※成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下した方々の生活(権利や財産)を守る制度  
 ※認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人

第2節 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

施策 | 19 生きがいがづくりと社会参加の支援

基本方針

高齢者に対する敬愛精神の普及に努めるとともに充実した人生を送るための生きがいがづくり・社会参加・仲間づくりなど、高齢者の取組や活動の普及を支援し、生きがいの持てる高齢者福祉の実現を図ります。



これまでの取組

- 老人クラブ等の支援や閉じこもりがちな高齢者への外出支援、ボランティア活動への支援を通して高齢者の生きがいがづくりや社会参加に対する活動を支援しています。

【シルバー人材センター年間受託業務件数の推移】



これからの課題

- 「人生100年時代」の到来を見据え、豊富な経験や意欲のある高齢者が積極的にボランティア活動、社会活動等に参加できる仕組みを作るとともに、新しい時代にふさわしい高齢者の学びの場の創出や学び方の工夫、多世代交流の推進等に努めていく必要があります。
- 働き続ける高齢者の増加や地域との付き合いの薄い世帯の増加により、人と人とのつながりが弱体化しつつある中で、長年住み慣れた地域で暮らしたいと願う人も多く、高齢者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供していく必要があります。

施策の内容

(1) 生きがいがづくり・社会参加

【担当課：地域福祉課、高年福祉課】

- 高齢者の生きがいがづくりを促進し、ふれあいを深める老人クラブ活動の活性化をはじめ、高齢者向けスポーツ・レクリエーション等の普及や学習支援の充実等により、高齢者の社会参加活動を支援します。
- 地域社会での交流活動やボランティア活動等の自主的な生きがいがづくり活動を支援します。

(2) 敬老事業の実施

【担当課：高年福祉課】

- 地域社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、地域社会との協働による敬老事業の実施に努めます。

(3) 高齢者の地域貢献

【担当課：高年福祉課】

- 高齢者が長年培ってきた豊富な知識・経験・技能など、能力を地域社会に還元していく環境づくりや、高齢者自らの取組を支援します。
- 関係機関と連携した就業機会の拡大と啓発を行い、高齢者の就労意欲の促進に努めます。

## 各主体が取り組むこと(期待する役割)

### 市民が取り組むこと

- ▶ 高齢者の生きがいづくりや地域での居場所づくりを進めましょう。

### 団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 事業活動において、高齢者の生きがいづくりに積極的に協力しましょう。

## まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
シルバー人材センター年間受託業務件数	件	4,069	4,150
令和8年度目標値の設定理由 過去5年間の推移により設定			
生きがいセンター利用件数	件	10,302*	11,000
令和8年度目標値の設定理由 現状値から毎年約1%増を目標に設定			

\*令和元年度実績

## 関連する計画

- 第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)



■グラウンドゴルフ



■高齢者の地域貢献(剪定作業)



■配食ボランティア活動



■高齢者生きがい創造センター(陶芸講座)

第3節 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる

施策 | 20 障害のある人への生活支援と社会参加の促進

基本方針

障害者が必要とする福祉サービス

を的確に選ぶことができる相談・支援体制を充実させます。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※（障害者差別解消法）に基づき、すべての人が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していくことができるまちづくりを目指します。



これまでの取組

- 「たつの市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」において、障害者の生活と就労に対する支援や障害児支援の多様なニーズにきめ細かく対応するために必要な障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策を定めました。
- 市内の障害福祉サービス事業所に通所中の障害者が作成した作品を障害者週間に合わせて展示したり、市役所において授産品を販売するなど障害者の社会活動を支援することで障害者の活動を広く市民に周知し、障害者を知らないことで起こる障害者への差別解消に努めました。

これからの課題

- 福祉サービス利用者のニーズは多様化している上、種類も多岐にわたるため、障害者が自己決定できるよう必要な情報を迅速・的確に提供する必要があります。
- 障害者が社会参加活動や自立に向けて、地域行事等へ積極的に参加できるよう支援する等、障害者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができる支援体制を充実・強化する必要があります。

施策の内容

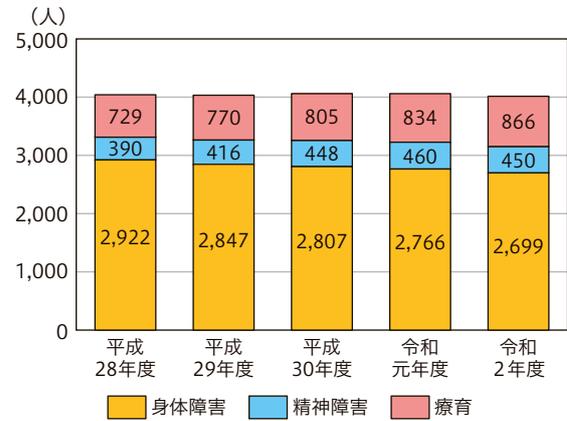
(1) 相談・支援体制の充実

【担当課：地域福祉課、地域包括支援課】

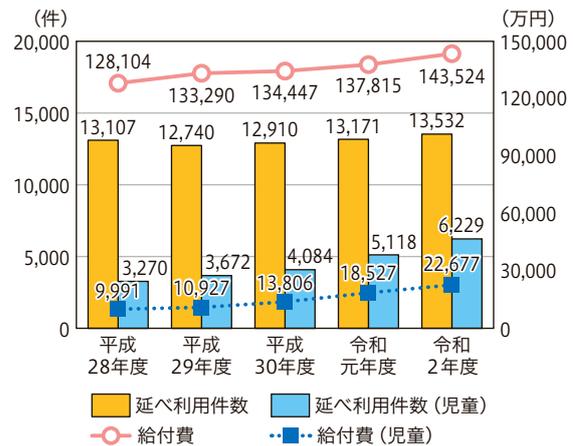
- 多職種及び関係機関が連携・協働し、障害者が地域で自立して暮らしていくことができるよう、社会資源の活用を図りながら一貫した相談と支援を行います。
- 障害者の権利利益を尊重しながら意思決定を支援するとともに、地域の相談機関等と連携し、障害者の生活全般の相談に対応できる支援体制の充実に努めます。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成25年6月に公布された法律（平成28年4月施行）で、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になりすぎない範囲で、日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念などを取り除くために、必要で合理的な配慮を行うことが求められる。

【障害者（児）手帳所持者の推移】



【サービス利用者数と給付費の推移】



## (2) 障害者への不当な差別をなくす支援

【担当課：地域福祉課】

- たつの市障害者等地域自立支援協議会では、障害者差別の解消・解決に向けて相談・支援体制を整え、啓発活動を推進します。
- 障害者に対し建設・建築物等が障壁とならないよう社会的障壁の除去について広く啓発します。また、障害者に対する偏見や理解不足などの市民の心のバリアをなくし、障害があっても社会で孤立することなく人格や個性を尊重し合いながら互いに助け合い、支え合う地域共生社会を推進します。

## (3) 障害者の社会参加と自立した生活の促進

【担当課：地域福祉課】

- 障害者が地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、障害者スポーツ指導員の養成や、障害者スポーツ用具の充実等、文化・スポーツ・レクリエーション活動等へ参加しやすい体制づくりを促進します。
- 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、あらゆる社会資源を生かし、障害者の状況に応じて柔軟に支援します。

## 各主体が取り組むこと(期待する役割)

### 市民が取り組むこと

- ▶ 様々な障害者が地域で生活していることを理解しましょう。
- ▶ 障害者が障害を理由に差別を受けることがないように、障害者の特性への理解を深め、地域の行事などに参加しやすい環境づくりに取り組みましょう。

### 団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 施設のバリアフリー化や、職員・社員に対する研修を実施し、障害者に対する社会的障壁を除去しましょう。
- ▶ 就労等を希望する障害者を積極的に受け入れ、障害者の社会参加に協力しましょう。

## まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
障害サービス等年間利用件数	件	19,761	22,000
令和8年度目標値の設定理由 サービスの更なる普及を見込んで設定			
就労継続支援年間利用人数	人	198	260
令和8年度目標値の設定理由 サービス利用者の増加を見込んで設定			

## 関連する計画

- たつの市第3次障害者計画(平成30年度～令和5年度)
- たつの市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)
- 第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)



■ 障害者レクリエーション・スポーツ交流事業

第4節 共に助け合い、支え合うまちをつくる

施策 | 21 地域福祉の充実

基本方針

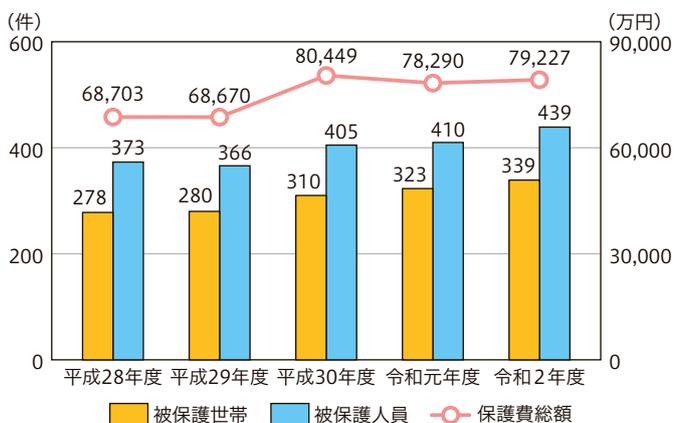
だれもが住み慣れた地域で、年齢や障害に関係なく、安心して快適な日常生活を営むことができるよう、市民と行政が共に助け合い、支え合う、自助・互助・共助・公助のバランスの取れた、ユニバーサルデザインの福祉のまちづくりを推進します。



これまでの取組

- 本市の地域福祉は、行政による「たつの市地域福祉計画」と社会福祉協議会による「たつの市地域福祉推進計画」の両輪で推進しています。
- ふくし総合相談窓口を開設し、福祉相談のワンストップ化の体制を整備するとともに、支援関係機関のネットワークを構築してきました。

【生活保護状況の推移】



これからの課題

- 地域のつながりが希薄化し、地域において様々な問題を抱える人の発見が難しくなっているため、市民と行政が協働し、困難を抱える人を把握し、支援につなげていく体制を構築する必要があります。
- 地域において様々な問題を抱える世帯の困窮の理由は複雑多岐にわたるため、多職種及び関係機関が連携・協働して個々の世帯に継続的に向き合い、それぞれの事情に応じた適切な支援を行う相談・支援体制を充実させる必要があります。

施策の内容

(1) 地域のネットワークづくり

【担当課：地域福祉課、高年福祉課、地域包括支援課】

- 民生委員児童委員が行う地域見守り活動や相談・支援活動、自治会が行う小地域福祉活動<sup>※</sup>のほか、市民の様々なボランティア活動を推進します。
- 様々な地域活動を支援するとともに、社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域福祉の充実に努め、関係機関が連携・協働して包括的に支援する地域共生社会の実現に向けて取り組みます。
- 高齢者、障害者等で災害時に援護を必要とする市民を把握し、自主防災組織等の関係機関と情報を共有することで、災害時の情報伝達・避難誘導を迅速・的確に行います。
- 介護・困窮・障害者等の複数分野にまたがる生活課題がある世帯に対し、ふくし総合相談窓口と関係機関が連携・協働し、課題解決に取り組みます。

※小地域福祉活動：住民主体を原則とする、地域の特色を生かし、ふれあいサロンや世代間交流などの交流活動、座談会やミニ広報発行などの広報啓発活動などを通じた地域福祉活動

## (2) 福祉のまちづくりの推進

【担当課：地域福祉課、高年福祉課】

- コミュニティバスやデマンド交通、高齢者・障害者タクシー利用券の提供等により、交通弱者の日常生活の質の向上を支援します。
- 高齢者や障害者が、住み慣れた家に住み続けることができるよう、住宅改造・改修費の助成を行い、住宅のバリアフリー化を支援します。

## (3) 様々な問題を抱える世帯に対する自立支援と生活保護

【担当課：地域福祉課、地域包括支援課】

- 複合的な問題を抱える高齢者、障害者、児童、生活困窮者、制度の狭間の問題を抱える人等に対し、個々の事情を把握した上で多職種及び関係機関が連携・協働し、自立に向けた相談・支援を行います。自立が困難な世帯については、生活保護制度の適用により最低限の生活を保障し、世帯状況や長所・短所に応じて自立に向け支援を行います。

## 各主体が取り組むこと(期待する役割)

### 市民が取り組むこと

- ▶地域に様々な人たちが共生していることを受け入れ、福祉に対する意識を高め、地域のコミュニティづくりに協力しましょう。

### 団体・事業者等が取り組むこと

- ▶地域が実施する活動に積極的に参加・協力しましょう。

## まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
小地域福祉活動実施地区数	箇所	152	169
令和8年度目標値の設定理由 各地区への普及を見込んで設定			
高齢者タクシー年間利用料助成件数	件	1,523	1,650
令和8年度目標値の設定理由 デマンド交通へのタクシー券利用を見込んで設定			
障害者福祉タクシー年間利用料助成件数	件	193	210
令和8年度目標値の設定理由 デマンド交通へのタクシー券利用を見込んで設定			

## 関連する計画

- 第2期たつの市地域福祉計画(平成30年度～令和4年度)
- 第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)

第5節 生涯を健やかに過ごせる体制を整える

施策 | 22 健康づくりの推進

基本方針

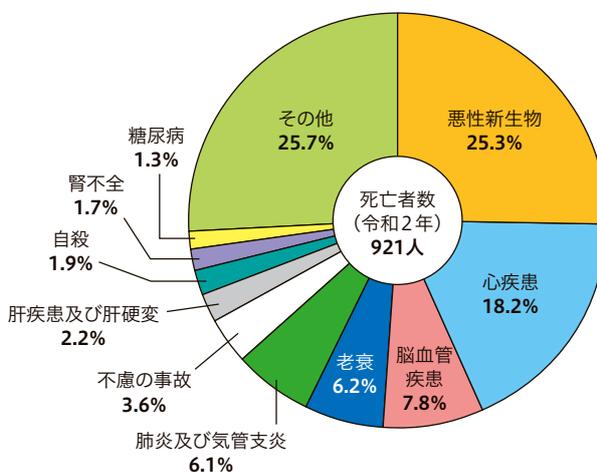
健康寿命の延伸に向け、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、主体的に取り組む健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉と連携を図り、各ライフステージに応じた健康診査・保健指導・健康教育・健康相談の充実やそのための体制づくりに取り組みます。



これまでの取組

- 「たつの市健康増進計画・食育推進計画（第3次）」に基づき、健康な暮らしを実現するための取組を進めています。
- 妊娠期から乳幼児・成人・高齢者までの生涯にわたる健康づくりの支援を行っています。
- 食育については、関係機関との連携のもと、幅広い年代への「食」に対する意識の向上を図っています。
- 感染症対策については、県、医師会、学校園、関係施設等と連携し、新型コロナウイルスワクチン接種やその他の予防接種の推進を図っています。

【主要死因別死亡者数割合】



これからの課題

- 特定健診については、「第3期たつの市国民健康保険特定健康診査等実施計画」において国における受診率の目標を設定しているものの、目標値に達していない状況であるため、受診率向上に取り組む必要があります。
- 循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドローム該当者、予備群への適切な保健指導に関し、引き続き取り組む必要があります。
- がん検診受診率を向上させ、がんの早期発見・治療につなげる必要があります。
- 感染症対策については、予防接種率の向上を図るとともに、感染症予防の普及啓発に努めており、計画に基づいた具体的な体制づくりを構築する必要があります。
- 健康づくり組織の活動支援を通じて、会員の資質向上と連携を図る必要があります。
- あらゆる世代に食育の重要性を普及啓発し、健康づくりと地産地消・食文化の継承に引き続き取り組む必要があります。

## 施策の内容

### (1) 健康増進計画・食育推進計画(第3次)の推進

【担当課:健康課】

- 「たつの市健康増進計画・食育推進計画(第3次)」に基づき、市民の主体的な健康づくりと食育の推進に取り組みます。
- 「食」に対する意識向上を図るため、家庭・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・地区組織等が連携し、食文化の継承・環境に配慮した食生活に関する知識等の食育普及啓発に取り組みます。

### (2) 母子の健康づくりの推進

【担当課:健康課】

- 妊産婦・乳幼児・家族の健康づくり推進のため、切れ目のない支援の強化を図り、育児の悩みや不安等の早期把握や支援に努め、必要な対象者への専門的相談を行います。

### (3) 成人と高齢者の健康づくりの推進

【担当課:国保医療年金課、高年福祉課、地域包括支援課、健康課】

- 生活習慣病対策として、市民総合健診(特定健診、がん検診)の受診率向上を図り、健診後における特定保健指導の強化と重症化予防に重点を置いた健康づくりを推進します。
- 主要死因の第1位を占めるがん対策として、がん検診の未受診者及び継続受診の啓発強化を図り、早期発見・早期治療に努めます。
- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民自らが主体となり身近な場所において心身機能の低下を予防し、要介護状態等の軽減を図るための介護予防を推進します。

### (4) 歯科保健の推進

【担当課:健康課、地域包括支援課】

- 歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及や理解の向上に努め、生涯にわたって自分の歯を保持できるよう、効果的な歯周病予防・口腔機能の低下予防対策を推進します。

### (5) 感染症対策の推進

【担当課:健康課】

- 感染症予防の普及啓発に努め、予防接種率の向上を図るとともに、県、医師会、学校園、関係施設等と連携し、迅速かつ的確な体制づくりに努めます。
- 新型インフルエンザ等のパンデミックに備えた体制づくりに努めます。

### (6) 健康づくり組織への支援

【担当課:健康課】

- 育児支援や市民の健康づくりに取り組む母子・健康推進委員会や食生活改善及び食育活動を主体的に推進するいずみ会など、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動や団体を支援します。

## 各主体が取り組むこと(期待する役割)

#### 市民が取り組むこと

- ▶自分の健康は自分で守る意識を持って、健康づくりに取り組みましょう。
- ▶日々の健康管理のため、健診を受診しましょう。

#### 団体・事業者等が取り組むこと

- ▶関係機関と連携し、従業員の健康づくりを進めましょう。

## まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
がん検診受診率	%	18.9	27.0
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
乳幼児健診受診率	%	98.0	99.0
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			
国民健康保険被保険者の特定健診受診率	%	30.6	60.0
令和8年度目標値の設定理由 厚生労働省が定めた目標値を参考に設定			
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群率の減少	%	31.2	23.0
令和8年度目標値の設定理由 近年の動向を踏まえて設定			

## 関連する計画

- たつの市健康増進計画・食育推進計画(第3次)(令和元年度～令和5年度)
- 第3期たつの市国民健康保険特定健康診査等実施計画(平成30年度～令和5年度)
- 第2期たつの市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成30年度～令和5年度)
- たつの市新型コロナウイルス等対策行動計画(平成26年度～)
- 第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)



■食育推進活動(和食の基本教室)



■アクティブフィットネス教室



■市民総合健診(保健指導)



■肺がん検診



■ワクチン接種

## 施策 | 23 医療サービスの向上

### 基本方針

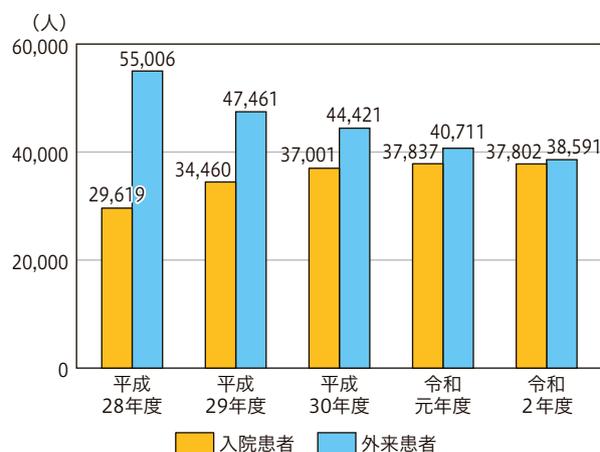
地域医療の充実を図るため、たつの市民病院機構は、公的医療機関として担うべき役割を果たすとともに、中長期的展望を持って安定的な経営を目指します。また、国民健康保険事業については、健康で安定した生活ができるよう、医療費の適正化と保険税収納率の向上を図り、健全運営に努めます。



### これまでの取組

- 令和2年4月から地方独立行政法人に移行したたつの市民病院は、安定的な救急医療の提供、地域医療構想<sup>\*</sup>を踏まえた病床の確保、新型コロナウイルス感染症への対応等、たつの市民病院機構が担うべき役割を確実に果たすことを主要な目標として定め、取り組んでいます。
- 医療費適正化のため、医療費通知やレセプト<sup>\*</sup>点検調査の充実強化、国保保健師による重複・頻回受診に対する訪問指導の強化、ジェネリック医薬品<sup>\*</sup>の普及に取り組んでいます。

【市民病院の入院・外来患者数の推移】



### これからの課題

- 国民健康保険事業の運営については、平成30年度から兵庫県と県内市町が共同保険者となっています。兵庫県と県内市町が共通認識のもと、一体となって広域化による事務の標準化や効率化に取り組み、財政運営の安定化を図る必要があります。
- 地域の医療については、救急医療や小児医療等の充実を図る必要があります。

### 施策の内容

#### (1) 地域医療体制の充実

【担当課：企画課(市民病院)、健康課】

- たつの市民病院機構においては、救急医療や予防医療等の地域医療構想を踏まえた地域のニーズに応じた医療の提供に努めるとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的医療機関としての役割を担います。
- 周産期医療及び小児医療については、西播磨・中播磨医療圏域の広域での取組において、県や医師会及び関係医療機関等と連携し、ネットワークの強化に努めます。
- 医師会の協力体制のもと、はつらつセンター内にある揖龍休日夜間急病センターの医療体制の充実に努めます。

<sup>\*</sup>地域医療構想：2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、都道府県ごとに策定する構想のこと。

<sup>\*</sup>レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村国保や健康保険組合等)に請求する医療費の明細書のこと。診療報酬明細書または調剤報酬明細書ともいう。

<sup>\*</sup>ジェネリック医薬品：先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。後発医薬品。開発費用が少ないため、新薬と比較して価格が3割～5割程度安い。

## (2) 市民病院の運営

【担当課：企画課(市民病院)】

- たつの市民病院機構においては、「地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標」に基づき、市民や患者が安心できる医療提供体制を確保するとともに、病院一丸となって経営改革に取り組み、長期的かつ安定的な病院運営を目指します。

## (3) 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営

【担当課：国保医療年金課】

- 国民健康保険については、県とともに財政運営や事業運営を行い、引き続き健全運営に努めます。
- 国保財政の安定を図るため、医療費の動向を的確に把握し、適正な医療給付に努めるとともに、適正な課税と収納率の向上に努めます。
- レセプトによる疾病分析、特定健康診査の推進と健診後の特定保健指導の徹底、糖尿病性腎症重症化予防の取組、レセプト点検の充実強化、重複・頻回受診に対する訪問指導の強化、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為の把握強化等により、医療費の抑制に努めます。
- 後期高齢者医療広域連合及び関係機関と連携を図りながら、後期高齢者医療給付の適正化等に努めます。

## 各主体が取り組むこと(期待する役割)

### 市民が取り組むこと

- ▶ 日頃から安心して通える、かかりつけ医や薬局を持ちましょう。

### 団体・事業者等が取り組むこと

- ▶ 健康に関する従業員への知識の普及や、意識の向上に努めましょう。

## まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
重複・頻回受診者数	人	78*	66
令和8年度目標値の設定理由	現状値から毎年度2%減を目標に設定		
たつの市民病院機構の経常収支比率**	%	109.3	101.0
令和8年度目標値の設定理由	地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画の令和5年度目標値を維持		

\*令和元年度実績

## 関連する計画

- 地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標(令和2年度～令和5年度)



■ 地方独立行政法人たつの市民病院機構

※経常収支比率：営業費用、営業外費用に対する営業収益、営業外収益の割合を表し、通常の病院活動による収益状況を示す指標。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが求められる。